

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 自衛官採用試験（自衛官候補生）の試験期日及び試験会場を定める件 三九
- 自衛官採用試験（一般曹候補生）の試験期日及び試験会場を定める件 三〇
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 三〇
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 三〇
- 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件 三三
- 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を変更した件 三三
- 道路の区域を変更する件二件 三三
- 道路の供用を開始する件二件 三三
- 一般競争入札を行う件 三三

告示

福島県告示第四百六十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和七年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。

令和七年六月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 受付期間

令和七年七月一日（火）から同年九月二日（火）まで

二 試験種目及び試験期日

試験種目

筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）、適性検査

試験期日

令和七年九月一三日（土）から同月九日（金）までの間の指定する一日

口述試験、身体検査、経歴評定（受験者の有する資格・免許等により能力を総合的に評価するもの）

令和七年九月二〇日（土）又は同月二一日（日）のうち指定する一日

三 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

名 称

位 置

WEB試験

自衛隊福島地方協力本部が指定する場所

2 口述試験及び身体検査

名 称

位 置

陸上自衛隊福島駐屯地

福島市荒井字原宿一番地

陸上自衛隊郡山駐屯地

郡山市大槻町字長右エ門林一番地

四 採用時期

令和八年三月下旬又は同年四月上旬

五 応募資格

1 採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満（三十二歳の者は、採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者）の者

2 この試験を受けられない者

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項の規定により自衛隊員となることができない者

(3) 平成十一年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

六 問合せ先

自衛隊福島地方協力本部募集課

（福島市花園町五番地四十六号） 福島第二地方合同庁舎二階

電話〇二四―五三一―二三五一

(災害対策課)

福島県告示第四百六十四号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和七年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官(男子及び女子)の採用試験について、次のとおり定める。

令和七年六月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 受付期間

令和七年七月一日(火) から同年九月二日(火) まで

二 採用の区分

一般曹候補生

三 試験種目及び試験期日

1 第一次試験

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験(国語、数学、英語及び作文)、適性検査	令和七年九月一三日(土) から同月二二日(日) までの間の指定する一日

2 第二次試験(第一次試験の合格者のみ行う。)

試 験 種 目	試 験 期 日
口述試験、身体検査	令和七年一〇月一二日(日) 又は同月一三日(月) のうち指定する一日

四 試験予定会場

1 第一次試験

名 称	位 置
WEB試験	自衛隊福島地方協力本部が指定する場所

2 第二次試験

名 称	位 置
-----	-----

陸上自衛隊福島駐屯地

福島市荒井字原宿一番地

陸上自衛隊郡山駐屯地

郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

令和八年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

1 採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満(三十二歳の者は、採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者)の者

2 この試験を受けられない者

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項の規定により自衛隊員となることができない者

(3) 平成十一年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

七 問合せ先

自衛隊福島地方協力本部募集課
(福島市花園町五番地四十六号 福島第二地方合同庁舎二階)
電話〇二四―五三一―二三五一

(災害対策課)

福島県告示第四百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年六月二十七日から同年十月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン大槻 福島県郡山市大槻町字土瓜三十七番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 中道リース株式会社

代表取締役 関 寛

(変更後) 中道リース株式会社

代表取締役 関 崇博

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 善興

福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 高野 昌司

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 耕一路

福島県郡山市谷島町五番四十二号

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 多田 将一

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

三 変更した年月日

1 中道リース株式会社

代表者の変更 令和四年三月十七日

2 株式会社ヨークベニマル

(一) 住所の変更 令和三年二月十一日

(二) 代表者の変更 令和六年三月一日

3 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表者の変更 令和五年四月一日

四 届出年月日

令和七年六月十七日

五 届出をした者

中道リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年六月二十七日から同年七月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)アクロスプラザ大原 福島県いわき市小名浜大原字東田六十六ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年六月二十七日から同年七月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

衣料のファミリー浅貝店 福島県いわき市常磐湯本町下浅貝七番四

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群に関する令和七管理年度(令和七年七月一日から令和八年六月三十日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和七年六月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 まさば及びごまさば太平洋系群

1 知事管理区分 福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業

2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(現行水準)の全量

二 まだら本州太平洋北部系群

1 知事管理区分 福島県まだら本州太平洋北部系群漁業

2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(試行水準)の全量

(水産課)

福島県告示第四百六十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第五項の規定により、くろまぐろ(小型魚)に関する令和七管理年度(令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和七年六月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 上半期(令和七年四月一日から同年九月三十日まで)

1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)

2 配分する数量 十三・六トン

二 下半期（令和七年十月一日から令和八年三月三十一日まで）
1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚） 漁業（下半期）
2 配分する数量 二十・五トン

（水産課）

福島県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長
一般国道 二八九号	南会津郡只見町大字只見字田中一二九七番一 地先から	変更前	一〇・三 三二・一	一六六・一
	同 郡同 町大字只見字田中一九八番二 地先まで	変更後	一〇・三 三二・一	一六六・一

（道路計画課）

福島県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長
県道只見 停車場線	南会津郡只見町大字只見字雨堤一〇二九番一	変更前	一三・六 三二・四	一七九・五

地先から 同 郡同 町大字只見字雨堤一〇三九番一 地先まで	変更後	一三・六 三二・四	一七九・五
-------------------------------------	-----	--------------	-------

（道路計画課）

福島県告示第四百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	南会津郡只見町大字只見字田中一二九七番一地先から 同 郡同 町大字只見字田中一九八番二地先まで	令和七年六月二十七日

（道路計画課）

福島県告示第四百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道只見停車場線	南会津郡只見町大字只見字雨堤一〇二九番一地先から 同 郡同 町大字只見字雨堤一〇三九番一地先まで	令和七年六月二十七日

（道路計画課）

公告第139号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年6月27日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン 591台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年2月13日（金）
- (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年7月18日

(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年6月27日(金)から同年7月18日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年7月4日(金)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年7月4日(金)午後1時30分 福島県庁西庁舎7階 717会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年9月1日(月)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同年8月29日(金)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Laptop Computer 591 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 1 September 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 29 August 2025

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)